

## 科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 28 年 6 月 16 日現在

機関番号：13901

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2013～2015

課題番号：25380074

研究課題名(和文) 標準規格必須特許の権利行使に関する独占禁止法からの規整

研究課題名(英文) FRAND Commitment and Competition Law in Japan

研究代表者

林 秀弥 (HAYASHI, Shuya)

名古屋大学・法学(政治学)研究科(研究院)・教授

研究者番号：30364037

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,600,000円

研究成果の概要(和文)：標準規格を利用するに当たって避けられない特許は「必須特許」と称されるが、技術発展の蓄積や技術のネットワーク化の拡大により、一つの標準規格に数百件から数千件の必須特許が存在するケースもある。この場合、規格を策定していた者が、保有している特許権の存在を明らかにしないで規格の確立後になって権利(差止請求権)を行使するという、いわゆる「ホールドアップ問題」が指摘されている。本研究は、かかる問題を背景に、標準規格必須特許の権利行使の制限がいかなる場合に許容されるべきかについて、競争法・政策の観点から、援用可能な法理を探求しようとした。

研究成果の概要(英文)：Recently, as symbolized by the dissemination of the Internet, the influence on the economy from the information and communications technology sector (hereinafter referred to as “the ICT sector”) has been increasing tremendously. In this sector, intellectual property lawsuits between multinational enterprises playing world-leading roles have been growing in a worldwide scale and capturing public attention. Samsung vs. Apple case in Japan is also one of these lawsuits. Discussion about this case and its outcome would bring about far-reaching effect, not only domestically but also internationally. The purpose of this research is therefore to analyze this important case from the academic viewpoint of law and economics, on which a vast literature has been accumulated up to the present.

研究分野：経済法

キーワード：独占禁止法 標準規格必須特許 競争法 競争政策 知的財産法

## 1. 研究開始当初の背景

### (1) 国内外の研究動向

伝統的な特許法学の現状：邦語文献では主流派の特許法の解釈は、特許法と独占禁止法とは別個独立のものと考え、現実には、特許法の枠内でのみ解釈論を展開することに終始してきたという問題意識で本研究を進めた。

経済学との断絶：一方で、経済学では、私権としての知的財産権の権利行使の規定因についても、多くの理論的・実証的な研究が行われてきた。これらの研究によると、特許権の権利行使の実効性は当該権利がもたらす専有可能性の程度に依存するが、この種の専有可能性は技術の性格(「特許の藪」が存在するか否か)や、権利保有者のタイプや分散の程度、知的財産権制度の運用や紛争処理の態様といった多様な要因に依存することが明らかにされてきた(たとえば、Lanjouw, J.O. & M. Schankerman. (2001), "Characteristics of Patent Litigation: A Window on Competition" *Rand Journal of Economics*, vol.32: pp.129-151. Shapiro, C. (2001); "Navigating the Patent Thickets: Cross Licensing, Patent pools, and Standard Setting" *Innovation Policy and the Economy*, vol.1: pp.119-150.)。しかし、これらの研究は典型的には経済学的な理論・実証分析にとどまっており、法学とりわけ特許法学との接合はほとんどなされてこなかったのである。

独占禁止法の最近の発展：独占禁止法審判判決の蓄積が進み始めたのは日本では比較的最近のことであるため、特許権の権利行使を独占禁止法学の視点から体系的に分析した研究はごくわずかにとどまっている。以上が、本研究に関する国内外の研究動向であった。

### (2) 着想に至った経緯

市場秩序法(独占禁止法)からの検討の必要性

特許法は、特許の利用行為に排他権を設定することにより、公共財に対する市場を実現する仕組みであるところ、市場には、特許権に頼るまでもなく、知財を創出するインセンティブとして市場先行の利益、秘密管理、信用等が溢れている。実際、産業組織論における実証研究では、企業は研究開発費の回収につき、産業間格差はあるものの、一般に特許以外のインセンティブにより多くの期待を寄せているという結果が出ている。これらの事実上のインセンティブによって市場が機能し、相応に産業や文化が発展するのであれば、知財権の保護・強化の側面だけに着目するのは、かえって産業や技術の発展を阻害するおそれもある。そこで、市場プロセスにまで立ち入った新たな方法論が必要だと考え、そのような方法論として市場秩序法として

の独占禁止法からの検討が不可欠であると考えた。

知的財産権の流通及び資産活用の活発化に伴う弊害

そもそも特許法の法目的は、発明の保護及び利用を図ることにより、発明を奨励し、産業の発達に寄与することにある。そのための手段として、特許権は排他権として規定されている。特許権を取得した者が、それを実施するための事業を営み、また実施することができていた状況下では、特許権者に排他権を付与したとしても、それが産業の発達を促進し、阻害することはなかったため、排他権の付与は、産業の発達のための妥当な方策として、受け止められていた。

しかし、今日では知的財産権の流通及び資産活用が活発化しており、特許権者の態様も非事業実施者を含む形で多様化している。また、電気・情報通信における標準化技術に代表されるように、共通の技術の利用が妨げられることにより、産業の発展が阻害され得る産業分野も見受けられる。このような状況を受け、特許権の効力の在り方、特に差止請求権の行使に対して懐疑的な見方も見受けられるようになっていた。たとえば、平成23年2月に公表された「産業構造審議会 知的財産政策部会 特許制度小委員会報告書『特許制度に関する法制的な課題について』」や、平成23年2月に公表された「産業構造審議会 知的財産政策部会 特許制度小委員会報告書『特許制度に関する法制的な課題について』」においては、いわゆる「パテントトロール」や国内外の技術標準をめぐる権利行使の実態を踏まえつつ、差止請求権の在り方について多面的な検討を行うことが適当である旨の指摘がなされていた。このような特許権の効力の在り方に対する多面的な検討の必要性が政策の現場で議論され始めていることが、本研究を着想するに至った経緯であった。そこで以下の研究目的を設定した。

## 2. 研究の目的

産業のグローバル化が進む中、情報通信技術の分野では装置間の相互接続やコスト削減を目的として技術の標準規格化が進んでいる。このような標準規格を利用するに当たって避けられない特許は「必須特許」と称されるが、技術発展の蓄積や技術のネットワーク化の拡大により、一つの標準規格に数百件から数千件の必須特許が存在するケースもある。この場合、規格を策定していた者が、保有している特許権の存在を明らかにしないで規格の確立後になって権利(差止請求権)を行使するという、いわゆる「ホールドアップ問題」が指摘されている。本研究は、かかる問題を背景に、標準必須特許の権利行使の制限がいかなる場合に許容されるべきかについて、競争法・競争政策の観点から、援用可能な法理を探究しようとするもので

ある。

### 3. 研究の方法

【文献調査】を行うとともに、有志の経済学者、特許法学者、経済法学者、実務家から構成される有志の研究会を組織し、メンバーおよび実務家・企業関係者による報告を中心とする研究会を実施し、研究成果を関連する学会（情報通信学会、日本経済法学会等）で発表した。並行して、個別事例に關与する企業関係者、実務家、法曹関係者へのヒアリングを行いつつ、比較法的観点を踏まえて、日本の審判事例と類似する欧米の特許権にかかわる競争法違反事件についても情報収集を進めた。その上、【海外調査】と【国内調査】を通じて、競争法的観点のみならず経済学的観点から興味深い特許事件、また審決にとどまらず高裁・最高裁判決があり先例としての価値が高い特許事件を精選し、個別特許事件の法と経済分析事例を集積し、最後に研究成果を取りまとめた研究書の刊行を目指した。その研究成果は、後掲の4.を参照。

### 4. 研究成果

研究成果は次のとおりである。

産業のグローバル化が進む中、情報通信技術の分野では装置間の相互接続やコスト削減を目的として技術の標準規格化が進んでいる。このような標準規格を利用するに当たって避けられない特許は「必須特許」と称されるが、技術発展の蓄積や技術のネットワーク化の拡大により、一つの標準規格に数百件から数千件の必須特許が存在するケースもある。この場合、規格を策定していた者が、保有している特許権の存在を明らかにしないで規格の確立後になって権利（差止請求権）を行使するという、いわゆる「ホールドアップ問題」が指摘されている。競争法の観点からは、かかる問題を背景に、標準必須特許の権利行使の制限がいかなる場合に許容されるべきかについて、競争法・競争政策の観点から、援用可能な法理を探求した。

すなわち、特許法は、特許の利用行為に排他権を設定することにより、公共財に対する市場を実現する仕組みであるところ、市場には、特許権に頼るまでもなく、知財を創出するインセンティブとして市場先行の利益、秘密管理、信用等が溢れている。実際、産業組織論における実証研究では、企業は研究開発費の回収につき、産業間格差はあるものの、一般に特許以外のインセンティブにより多くの期待を寄せているという結果が出ている。これらの事実上のインセンティブによって市場が機能し、相応に産業や文化が発展するのであれば、知財権の保護・強化の側面だけに着目するのは、かえって産業や技術の発展を阻害するおそれもある。そこで、市場プロセスにまで立ち入った新たな方法論が必要だと考え、そのような方法論として市場秩

序法としての独占禁止法からの検討が不可欠であることを論文等で論証した。

加えて、競争法分野からは、経済学との接合可能性についても一定の成果を得た。すなわち、経済学では、私権としての知的財産権の権利行使の規定因についても、多くの理論的・実証的な研究が行われてきたところ、これらの研究を幅広く調査することにより、特許権の権利行使の実効性は当該権利がもたらす専有可能性の程度に依存するが、この種の専有可能性は技術の性格（「特許の藪」が存在するか否か）や、権利保有者のタイプや分散の程度、知的財産権制度の運用や紛争処理の態様といった多様な要因に依存することを文献調査で明らかにするとともに、従来の研究が典型的には経済学的な理論・実証分析にとどまっており、法学とりわけ特許・経済法学との接合はほとんどなされてこなかったことに鑑み、これを克服しようと試みた。

### 5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計12件)

林秀弥、標準必須特許と競争法に関するEU司法裁判所判決、EU法研究、査読無、1号、2016、3-23

林秀弥、田中悟、鄭双石、標準必須特許のライセンスをめぐる競争政策上の問題点：中国におけるクアルコム事件を素材として、国際商事法務、査読無、44巻3号、2016、349-358

林秀弥、[独禁法判例研究会報告]新潟タクシー事件、公正取引、査読無、783巻、2016、70-78

林秀弥、JASRAC CASE - Exclusionary Effects of Blanket Copyright License by a Dominant Firm -、AIPPI、査読無、Vol.41 No.1、2016、3-23

林秀弥、飯塚留美、柴崎哲也、電波法制と競争(一):我が国の周波数割当政策と欧米からの示唆、名古屋大学法政論集、査読無、262巻、2015、39-100、<http://hdl.handle.net/2237/22872>

田中悟、林秀弥、技術標準と標準必須特許の法と経済学、パテント、査読無、68巻8号、2015、88-98、[http://www.jpaa.or.jp/activity/publication/patent/patent-library/patent-lib/201508/jpaapatent201508\\_088-098.pdf](http://www.jpaa.or.jp/activity/publication/patent/patent-library/patent-lib/201508/jpaapatent201508_088-098.pdf)

林秀弥、二面市場とプラットフォーム：その法的課題、法とコンピュータ、査読

有、33 卷、2015、7-19

鄭双石、林秀弥、無線通信分野の標準必須特許の権利行使に関する中国競争法による規制 クアルコム社による市場支配的地位の濫用事件を中心に、知財管理、査読有、65 巻 9 号、2015、1155-1167

林秀弥、包括徴収の人為性と「排除」行為の該当性：JASRAC 事件最高裁判決[最高裁第三小法廷平成 27.4.28 判決]、ジュリスト、査読無、1485 巻、2015、112-115

林秀弥、情報流通基盤に対する競争法および事業法上の規制：最近の展開 - JASRAC 最高裁判決および平成 27 年電気通信事業法等改正、Law & technology、査読無、69 巻、2015、31-39

林秀弥、西澤雅道、経済法と農協改革、名古屋大学法政論集、査読無、264 巻、2015、353-400、  
<http://hdl.handle.net/2237/23383>

林秀弥、電波の公共性と法 - 我が国の周波数割当制度の課題、別冊 NBL、査読無、153 号、2015、245~278

〔学会発表〕(計 5 件)

林秀弥、Experience and Perspectives from Japan Antimonopoly Act、International Symposium on Standards, SEPs and Competition Laws、2016 年 3 月 4 日、台北市(台湾)

林秀弥、Big Data and Competition Law、International Conference on International Framework for IP and Competition Policies、2016 年 2 月 24 日、名古屋大学文系総合館 7 階カンファレンスホール(愛知県・名古屋市千種区不老町)

林秀弥、Exclusionary Effects of Blanket Copyright Licenses by a Dominant Firm - Regulations on Abusive Dominance in Japan and Justifications Based On Intellectual Property Rights、the 6th Japan-Taiwan Symposium on IP/Competition Law、2015 年 12 月 4 日、名古屋大学法政国際教育協力研究センター(CALE)2 階 CALE フォーラム(愛知県・名古屋市千種区不老町)

林秀弥、Exclusionary Effects of Blanket Copyright License Agreement Offered by a Dominant Firm - A Case Study on Abuse of Dominance in Japan and Its Justifications、10th ASCOLA

CONFERENCE、2015 年 5 月 22 日、明治大学(東京都・千代田区神田駿河台)

林秀弥、Rules relating to the application of intellectual property rights involving standard essential patents in the ICT sector、GCR Live IP & Antitrust Asia-Pacific、2015 年 5 月 19 日、ソウル(韓国)

〔図書〕(計 3 件)

泉水文雄 土佐和生 宮井雅明 林秀弥、有斐閣、リーガルクエスト経済法(第 2 版)、2015、113-189,280-364 頁

林秀弥(編) 武智健二(編) 勁草書房、オーラルヒストリー 電気通信事業法、2015、302 頁

曾我部真裕 林秀弥 栗田昌裕、弘文堂、情報法概説、2015、71-145,384-396 頁

6. 研究組織

(1) 研究代表者

林秀弥 (HAYASHI, Shuya)  
名古屋大学・法学研究科・教授  
研究者番号：30364037